

松阪市立小中学校空調設備整備DBO事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

NO	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	3	2.4.4		イ	支払条件	維持管理業務の対価は、「年2回に分けて事業者を支払う」とありますが、具体的な支払月をご教示ください。	10月末(夏季)と4月末(冬季)を想定しております。
2	入札説明書	4	3.1.1			事業者の募集・選定スケジュール	10月中旬に「提案書に関する事業者ヒアリング」とありますが、事業者からのプレゼンテーションも想定されていますか。それとも、審査委員会や貴市からのヒアリングのみとなりますか。	プレゼンテーションを想定しています。プレゼンテーション後に審査委員会よりヒアリング(質疑応答)を予定しております。
3	入札説明書	7	3.3.4			予定価格	「消費税及び地方消費税を含む」とありますが、消費税率は8%で算定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	入札説明書	14	6.1.6		ウ	暴力団排除に関する誓約書	下請負人には一次下請以降のすべての下請負人を含むとありますが、二次、三次、四次下請業者や、小工事やスポット業者にも適用するということでしょうか。	ご理解の通りです。
5	入札説明書別紙1					本事業の対象校一覧	「都市ガス本管の有無」で、徳和小学校と小野江小学校は「有」と記載されておりますが、「無」の誤りではありませんか。	ご質問のとおり現時点では都市ガス本管の敷設がないので、「無」に修正致します。なお、今後の敷設状況等、詳細については都市ガス供給事業者にご確認下さい。
6	貸与書類	3				詳細提案校	詳細提案校計画書の作成に当たり各校の熱負荷計算に必要な外部・内部仕上表、矩計図、断面図等の資料の貸与は可能でしょうか。資料の無い場合は標準的な仕様で計算をして宜しいでしょうか。	現時点で市が保有している詳細提案校の各図面等については貸与します。資料の貸与が必要な場合は、入札説明書9.2.4の問合せ先までご連絡下さい。なお、貸与期間、方法等については協議により決定することとします。
7	貸与書類	3				詳細提案校	詳細提案校計画書の作成に該当する久保中学校の校舎18.20の建築図がありません(施設台帳のみ)貸与は可能でしょうか。	No.6の回答を参照して下さい。

8	貸与資料 イ 対象教室数及び位置図 2_小学校_空調整備図面 3_第三小学校_空調整備図面 30_鵜小学校_空調整備図面	3				第三小学校 2階普通教室 鵜小学校 2階障害児教室	部屋数が、図面と現状で異なっているようにお見受けします。将来的に、教室を2室に変更するご予定と考えてよろしいでしょうか。	図面と現状が異なる場合は現状を優先してください。
9	貸与資料 イ 対象教室数及び位置図 2_小学校_空調整備図面 29_天白小学校_空調整備図面 31_小野江小学校_空調整備図面 32_米ノ庄小学校_空調整備図面	3				天白小学校 2階普通教室 小野江小学校 1,2,3階普通教室 米ノ庄小学校 1,2階普通教室	図面では、1階および2階の普通教室と多目的スペースは間仕切りで仕切られていますが、現状ではアコーディオンカーテンとなっております。将来的に、間仕切りを設置されるご予定と考えてよろしいでしょうか。	本年度、間仕切り改修工事を予定しています。図面データ等が必要な場合はNo26の回答と同様の扱いとしますので、No26を参照してください。
10	貸与書類 イ対象教室数及び位置図 2_小学校_空調整備図面 21_南小学校_空調整備図面	3				南小学校 ①-3棟 給食室	図面では給食室として10m×10mが赤線枠で対象範囲として記載されていますが、現地見学会及び貸与書類「小中学校新增改築等設計図書」では7.77m×7.6mのみが給食室です。本事業で空調設備を設置するのは給食室(7.77m×7.6m)と解釈してよろしいでしょうか。	各学校の調理場については配膳室や調理員休憩室、給食室【※実際に調理をしている空間のこと、扉などで区切られていない空間を含む】などがありますが、空調設備の整備を予定しているのは給食室のみとなります。
11	要求水準書	4	1.2.4.	(1)		小学校	「都市ガス本管の有無」で、徳和小学校と小野江小学校は「有」と記載されておりますが、「無」の誤りではありませんか。	No.5の回答を参照して下さい。
12	要求水準書	5	1.2.4.	(2)		中学校	「5 大江中学校」の対象室内訳欄に、音楽室が「1」、美術室が「空白」となっておりますが、音楽室が「空白」、美術室が「1」の誤りではありませんか。	ご指摘の通りです。修正します。
13	要求水準書	7	2.2.3			設計担当者	設計担当者は電気設備設計者と機械設備設計者を1名ずつ配置しなければならないでしょうか。また、1名ずつ配置しなければならない場合は、電気設備設計者と機械設備設計者の兼任は可能でしょうか。	設計担当者は電気設備設計者と機械設備設計者を1名ずつ配置して下さい。また、電気設備設計者と機械設備設計者の兼任は可能とします。
14	要求水準書	11	3.3.1	(1)	サ	一般的要件	アスベストの調査について、本事業においての対象は何を想定されていますか。	アスベスト調査は業務に含めておりません。ただし、空調設備の施工中にアスベストが発見された場合、市に報告することとし、市と協議のもと調査内容及びそれに伴う費用を決定してください。

15	要求水準書	11	3.3.1	(3)	ア	光熱水費	「施工業務に伴う光熱水費については、原則、事業者負担とする。」とありますが、仮設的に計量器を設けるとの意味でしょうか。	施工業務期間中における光熱水費の測定方法については、事業者の提案に委ねますが、仮設的に計量器を設置するなどの方法で客観的に使用量(料)が測定できれば問題ありません。
16	要求水準書	12	3.3.1	(6)	イ	室内機	「全台数の騒音値を測定」とありますが、室内機は汎用品であるため、同一機種に関して測定は各校で一台としてもよろしいでしょうか。	要求水準書を修正致しましたので、ご確認ください。
17	要求水準書	12	3.3.1	(6)	イ	室内機	「全台数の風量を測定」とありますが、室内機は汎用品であるため、同一機種に関して測定は各校で一台としてもよろしいでしょうか。	製造過程や工事が原因で室内機が故障していないことを確認するため、全台数を測定してください。
18	要求水準書	12	3.3.1	(6)	ウ	リモコン類	個別リモコンは汎用品のため、各校一台の動作確認をすればよろしいでしょうか。	製造過程や工事が原因で個別リモコンが故障していないことを確認するため、全台数を確認してください。
19	要求水準書	13	3.3.1	(6)	エ	室内環境	「同様の測定時間で外気温度を計測し、平均外気温度を算出すること」とありますが、その外気温度は室外機の吸い込み温度としてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	要求水準書	15	3.3.2	(5)		既存空調施設の撤去業務	現地見学会で確認したところ、米ノ庄小学校1階会議室、2階普通教室(少人数教室)、第3小学校1階普通教室(資料室)、中川小学校3階音楽室、天白小学校1階普通教室、小野江小学校1階普通教室、嬉野中学校3階音楽室に、既設空調機が設置されていました。すべて撤去と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正致します。なお、左記又は要求水準書3.3.2(5)既存空調施設の撤去業務に記載の空調機に係る撤去・廃棄に係る費用は事業者の負担とします。
21	要求水準書	18	5.3.1	(4)	ア	保守点検	「毎年、市または、対象校が要望する日程で・・・点検を実施すること」とありますが、校数が多いことから、各校が要望する日程が重複する可能性があるため、日程は、市または対象校と協議の上で調整することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	要求水準書	20	7.1		ア	共通事項	給食室の室内湿度を80%以下と記載がありますが、湿度の制御は対象外と思われます。目安と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	要求水準書	20	7.1.		ケ	空調設備の機能及び性能	室内汚染物質濃度に関する記載がありますが、これは工事中に生じる接着剤等の仕様に対する配慮と理解してよろしいですか。	接着剤等を含む資機材の使用に対する配慮として、施工期間中だけでなく空調設置後も対象としています。

24	要求水準書	20	7.1.		ケ	空調設備の機能及び性能	「室内の二酸化炭素濃度、ホルムアルデヒド…濃度については、…適切な環境の維持に努めること」との記載がありますが、本事業はヒートポンプエアコンの設置整備業務ですので、要求水準事項となりえません。記載からの削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のままとします。ご指摘の通り本事業はエアコンの設置整備業務ですので、対応策は事業者の提案に委ねますが、機械的な対策、モニタリング・運用指導等による対策などを想定しています。
25	要求水準書	21	7.2.1		テ	一般事項	PCB含有調査は移設ではなく、撤去した器具が対象でよろしいでしょうか。	要求水準書7.2.1一般事項 テに記載のとおり、撤去・一時移設した場合、PCB含有調査の対象となりますが、一時撤去した器具についてはPCB含有調査後も再利用できるもののみを調査対象とします。
26	要求水準書	22	7.2.3		ウ	室内機	間仕切りを使用することを想定とありますが、想定資料などはあるのでしょうか。	間仕切り設置工事に係る図面がありますので、資料の提供が必要な場合は、入札説明書9.2.4の問合せ先までご連絡下さい。なお、提供予定の図面に関しては松阪市ホームページの入札の広場(http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kojitop/)の(1)発注結果情報からの閲覧・ダウンロードすることができます。
27	要求水準書	23	7.4.3		ア	その他	「エネルギー消費量、室外機、室内機ごとの運転時間、室内設定温度を計測する」とありますが、P18 5.3.1.(3)ウ(基準性能)では、室外機の運転時間の計測についての言及がありません。事業者の提案に委ねると考えて宜しいでしょうか。	提案に委ねるものとしませんが、より良い維持管理を実施するために必要な計測を実施してください。
28	要求水準書	23	7.4.3		イ	その他	「改修を実施する場合は、既存キュービクルの外装部分の塗装を行うこと。」とありますが、漏電遮断器1個の増設でも塗装を行うのでしょうか。又、改修方法は、要求水準書P1 1.2.2遵守すべき法令等に則るのではなく、メーカー標準と考えて宜しいでしょうか。	塗装に関してはご理解の通りです。改修方法に関しては、法令等に則ったうえで、メーカー標準でも可能とします。
29	要求水準書	23	7.4.2		オ	自動制御設備 個別リモコン	「児童生徒が操作できないように、配慮すること。」とありますが、集中コントローラーからの遠隔操作により、個別リモコンでの操作ができなくする設定を行うことでよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
30	要求水準書	24	7.5.		ウ	エネルギー供給設備	本事業において更新を提案することも可能である。とありますが、貴市で受変電設備の更新を予定している学校はありますか。	第三小学校、花岡小学校、三雲中学校、嬉野中学校については本年度、受変電設備の更新を予定しています。次年度以降については未定です。
31	要求水準書	31	8.2.4		ウ	保守点検報告書	「保守点検の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施」とありますが、対象校が多いことから、各校が要望する日が重複することが想定されるため、日程についても協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	要求水準書	31	8.2.4		エ	不具合調査報告書	「調査の実施日は、事前に市および対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施」とありますが、対象校が多いことから、各校が要望する日が重複することが想定されるため、日程についても協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

33	要求水準書	31	8.2.4		エ	不具合調査報告書	「機器の故障等による不具合が確認できた場合は……調査報告書として作成し、調査実施後3日以内に市および対象校に提出」とありますが、故障の原因究明のため、製造工場にて調査が必要な場合等は、報告日は市と協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	要求水準書	31	8.2.4		エ	不具合調査報告書	「調査報告書として作成し、調査実施後3日以内に市及び対象校に提出」とありますが、土日・祝日や年末年始、その他やむを得ない理由がある場合には、提出日を市と協議して調整することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	要求水準書	31	8.2.4		オ	不具合改善報告書	「改善完了後3日以内に改善報告書を作成し、市に提出」とありますが、土日・祝日や年末年始、その他やむを得ない理由がある場合には、提出日を市と協議して調整することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	要求水準書	33	添付資料1			安全率	「■基準燃費の算出方法」に記載されている「安全率」の計算方法の定義(分母と分子等)をお教えてください。	事業者の提案に委ねますが、学校の現状、冷媒配管長の補正、空調設備の経年劣化、応募者の維持管理内容を踏まえて、値を設定してください。また、提案書には設定した値の考え方等をお示ください。
37	様式集	5	1			一般事項	「添付書類については、指定のもの以外は提出しないこと。」とありますが、再委託先や資機材の購入先として予定している事業者等の関心表明書を添付することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	様式集	5	【記入要領】	2		作成上の共通留意事項 (通し番号)	「各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載すること。」とありますが、例えば、「A4版2枚以内」と指定がある様式7-2であれば、様式右肩の様式番号(カッコで表示)の横に、1/2、2/2等で示すことでよろしいでしょうか。[例:(様式7-2)【1/2】]	ご理解の通りです。
39	様式集	5	【記入要領】	2		作成上の共通留意事項 (目次)	「各分冊の表紙の次頁に、目次(様式任意)を添付すること。」とありますが、目次にページ番号は不要であり、綴じてある書類にかかる様式番号、書類名を一覧化するものでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	様式集	5	【記入要領】	2		作成上の共通留意事項 (提出資料のファイル等のラベル)	提出に際しての提出書類を綴じるリング式ファイル等のラベル(表紙・背表紙)の印字内容の定めがあれば教えてください。	特にございません。
41	様式集	5	【記入要領】	2		作成上の共通留意事項 (提出資料のファイル等の種類)	提出書類のファイリングにあたってのファイルの種類(リング式ファイル等)に定めはありますか。	特にございません。

42	様式集	5	【記入要領】	2		作成上の共通留意事項 (事業者の名称の記載)	事業提案書等には、構成企業(代表企業を含む)のほか、再委託先や資機材の購入先として予定している事業者等の実名を記載しても問題ないでしょうか。	構成企業(代表企業を含む)の企業名称など応募者が特定できるような内容は記載しないで下さい。ただし、構成企業(代表企業を含む)以外の、再委託先や資機材の購入先として予定している事業者等の実名に関しては記載があっても問題ありません。
43	様式集	6	【記入要領】	2		提出書類の綴じる区分	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類のうち、4(3)事業提案書等の該当様式欄「様式7-1～様式7-4及び添付資料」とありますが、様式集P.2【提出様式一覧表】や各様式には添付すべき資料等についての記載がありません。添付が必要な書類もしくは、添付を想定されている書類について、ご教示ください。	添付書類については、事業者の提案に委ねますが、例えばカタログ・下請企業等の関心表明など提案内容の根拠となる書類を想定しております。
44	様式集	6	【記入要領】	2		提出書類の綴じる区分	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、「綴じる区分」の表は4(1)・4(2)・4(3)[要求水準チェックリスト、ア～オ]、4(3)[力]に分かれていることから、これら4つの区分で提出することによってよろしいでしょうか。 その際、①4(1)入札時等の確認書類は、様式4-1～4-4で計5枚程度であるため、クリアファイルに収納し、事業提案書等と同時に提出することによってよろしいでしょうか。②4(2)入札価格に関する提出書類は、様式集P.36(参考 入札書用封筒見本)のとおりに記載した封筒に入れ密封し、貴市指定の日時・場所(入札価格の確認)に当該封筒を持参することによってよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	様式集	6	【記入要領】	2		提出書類の綴じる区分	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、P.5に「各分冊の表紙の次頁に、目次(様式任意)を添付すること。」とありますが、「各分冊」とは、「綴じる区分」の表のうち、4(3)事業提案書等[要求水準チェックリスト、ア～オ]、4(3)事業提案書等[力]についてを指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	様式集	6	【記入要領】	2		提出書類の綴じる区分	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、P.5に「各分冊の表紙の次頁に、目次(様式任意)を添付すること。」とありますが、ここでの「表紙」とは、様式番号が付された「●●」に関する提案書」との表紙を指しているのではなく、別途作成する表紙(様式任意)との理解でよろしいでしょうか。 上記の場合、例えば、「綴じる区分」より、4(3)事業提案書等[要求水準チェックリスト、ア～オ]をファイルに綴じて提出する際は、「4(3)事業提案書等」と明記した表紙(様式任意)を別途作成し、次のページに目次(任意)を添付することによってよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	様式集	7	【記入要領】	5		CD-R又はDVD-Rの提出方法	提出に際してのCD-R又はDVD-Rのラベルの印字内容の定めがあればお教えください。	特にありません。ただし、他の応募者と混同しないよう、応募者の番号等は記載してください。なお、番号については、入札参加資格確認申請書類提出後、入札参加資格がある応募者に対して、確認通知書とともにご連絡いたします。
48	様式集	7	【記入要領】	5		CD-R又はDVD-Rの提出方法	「入札説明書に記載の要領で提出すること」とありますが、入札説明書には記載がないと思われるので、提出時の留意事項をご教示ください。	他の応募者と混同しないよう、応募者の番号等は記載してください。なお、番号については、入札参加資格確認申請書類提出後、入札参加資格がある応募者に対して、確認通知書とともにご連絡いたします。

49	様式集	24	様式3-12	1		添付資料提出確認書	「会社概要」については、パンフレット等を提出することによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	様式集	24	様式3-12	1		添付資料提出確認書	「会社概要」について、記載すべき項目をご教示ください。	応募者の提案に委ねますが、資本金や従業員数、資格者数など最低限、応募者の会社規模等が分かるものとしてください。
51	様式集	25	様式3-12	*		添付資料提出確認書	「* 構成企業のうち『平成30年度 松阪市指名競争入札参加資格』を有している企業は、添付資料10～16について提出の必要はない。」とありますが、入札説明書P.9(4.1.3構成企業に必要な入札参加資格要件)に記載のとおり、「応募者のすべての構成企業は『松阪市競争入札参加資格』を有する者で」とあるところ、添付資料10～16を提出する必要がある企業は、提出時点において貴市の入札参加資格登録手続き中(完了前)である者との理解でよろしいでしょうか。	下記のとおり修正します。 修正前「* 構成企業のうち『平成30年度 松阪市指名競争入札参加資格』を有している企業は、添付資料10～16について提出の必要はない。」 修正後「* 構成企業のうち『平成30年度 松阪市指名競争入札参加資格』を有している企業は、添付資料13～15について提出の必要はない。」 また、入札参加資格登録手続き中(完了前)である者については添付資料10～16を提出することとなりますが、可能な限り速やかに本市の入札参加資格登録手続きを行っていただくよう努めて下さい。
52	様式集	35	様式5-2			入札書	「消費税及び地方消費税を含む」とありますが、消費税率は8%で算定するとの理解でよろしいでしょうか。	8%で算定してください。
53	様式集	36	(参考入札書用封筒見本)			入札書用封筒見本	封筒表面には、押印不要との理解でよろしいでしょうか。	封筒表面には押印する必要はありませんが、裏面3か所には届出印により割印して下さい。
54	様式集	37	様式5-3			入札金額内訳書(学校別・費用別内訳書)	「設計業務、施工業務に関する費用」「維持管理業務に関する費用」とともに、「消費税及び地方消費税」欄は、すべて8%で算定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。8%で算定して下さい。
55	様式集	38	様式5-4			入札金額内訳書(年度別維持管理費)	入札金額内訳書(年度別維持管理費)に記載されている支払対象期(「夏季」及び「冬季」)は、「夏季」は上半期(4月～9月)、「冬季」は下半期(10月～3月)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

56	様式集	38	様式5-4			入札金額内訳書 (年度別維持管理費)	各年度、各季の維持管理費は、同一金額ではなく、各年度・各季において発生すると見込まれる費用を計上して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	様式集		様式7-1等			表紙	様式7-1等の事業提案書等の表紙には、写真やイメージパース、イメージ図(概念図)等を掲載しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
58	様式集		様式7-1等			様式の余白	事業提案書等の様式の余白(上下左右)に関する制限はありますか。制限がある場合には、その内容をお教えてください。	特にございません。
59	様式集		様式11-6			学校別 光熱水費算定表	欄外の※2に記載されている「ピーク時最大負荷」は、様式11-5で記入した選定機器の定格消費電力の合計値(P68欄)の数値を挿入するという意味でしょうか。あるいは、熱負荷計算による対象校全体の時刻別最大負荷ですか。	様式11-5で選定した機器と屋外条件・屋内条件、学校の現状、人体・照明負荷等を考慮して、ピーク時最大負荷を算出してください。その際、算出に使用したエクセルデータはCD-R又はDVD-Rに保存して提出してください。
60	様式集		様式11-6			学校別 光熱水費算定表	電力料金の基本料金算定におけるkW値は、冷房時で決定することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	様式集		様式11-6			学校別 光熱水費算定表	欄外の※4に、「ピーク時最大負荷」は変更できないとありますが、どのような意味でしょうか。	同様式のピーク時最大負荷の冷暖房の値を提案していただきますが、その値をもって、「年間光熱水費の算定」に反映されるようになっていきますので、変更できないという意味です。
62	様式集		様式11-6			都市ガス単価について	「様式集11-6」の年間水光熱費の算定に用いている、都市ガスの基本料金単価および従量料金単価は業務用途の単価でしょうか。	基本料金単価及び重量料金単価はガスの自由化により本市が設定した数値ですので、あくまで参考値としてください。
63	様式集		様式11-6			LPG CO2排出量について	「様式集11-6」の年間水光熱費の算定に用いている、LPGのCO2排出係数は6.600kg-CO2/m3ではないでしょうか。	CO2排出係数については参考数値ですが、ご指摘を踏まえて市が設定する数値に修正致します。

64	要求水準書 事業契約書(案)		3.2.1 第25条 の2		ア6		要求水準書は施工責任者は監理技術者の位置づけがあり、施工責任者と施工担当者の兼任は不可とあります。事業契約書では現場代理人、専任技術者、監理技術者の兼任は可となっています。事業契約書(案)を正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書については施工体制を示している水準であり、事業契約書(案)上の区分とは異なります。そのうえで、ご質問の前段につきましては施工責任者と施工担当者の兼任については兼任は不可となります。また、後段の現場代理人、専任技術者、監理技術者の兼任は可となります。
65	事業契約書(案) 要求水準書		4.1.第 28条 3.3.1	4(1)	サ	廃棄物の処理等 一般的要件	「アスベストが存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。」とありますが、要求水準書P.11には、「市はアスベストの調査・処理にかかる費用は負担するが、配管経路や工事内容の変更等にかかる費用は負担しない。」とあります。合理的な増加費用には配管経路や工事内容の変更等も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	アスベストの存在が判明したことに伴う配管経路や工事内容の変更等にかかる費用については市は負担しません。ただし、レベル1又はレベル2(建設業労働災害防止協会のレベル区分に基づく。)の使用が判明した場合は、これに起因して発生する増加費用又は損害については合理的な範囲内で市が負担するものとし、負担方法については協議するものとします。
66	事業契約書(案) 要求水準書		4.1.第 28条 7.2.1	5	テ	廃棄物の処理等 一般事項	「PCBが存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。」とありますが、要求水準書P.21には、「市はPCBの調査・処理にかかる費用は負担するが、配管経路や工事内容の変更等にかかる費用は負担しない。」とあります。合理的な増加費用には配管経路や工事内容の変更等も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	PCBの存在が判明したことにより、配管経路や工事内容が大きく変更されることを見込んでいないため、負担しないこととしています。ただし、PCBの存在により、どうしても配管経路や工事内容を変更せざるを得ない状況となった場合は、市と協議し決定するものとします。
67	事業契約書(案)	13	5.1.第 41条		5		維持管理企業の業務に係る費用が減少した時は対価を減額するとありますが、内容によっては人員等予定していることから、市と事業者との協議により実施する旨を加えていただけないでしょうか。	事業者の事由により増額した維持管理費は事業者負担とします。市の事由により維持管理費が増額した場合は市の負担とします。
68	事業契約書(案)	17	第57条	2		保証契約の締結 時期	「本事業契約締結後直ちに保証事業会社と、…保証契約を締結」とありますが、「本事業契約締結後」とは、仮契約ではなく、本契約締結後(議決後)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	事業契約書(案)	22	10.第67 条				終了手続きに伴い発生する諸費用等については構成企業が負担するとありますが、具体的にどのような費用が想定されるのかご教示ください。	特に想定はしていませんが、仮に費用が発生した場合において、市は負担しないとの理解として下さい。
70	事業契約書(案)	23	第69条	5		履行保証保険	施工企業が履行保証保険の加入または保証契約の締結を行う場合、原契約が必要となる(事業者と貴市との契約が成立していないと加入または締結できない)ことから、保険証券または保証契約書の提出時期は、本契約締結後(議決後)になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第69条2項のとおり、仮契約締結時までには加入等行うものとします。

71	事業契約書(案) 別紙7	45				対価の減額	サービス対価の減額に係る性能基準は、基準燃費に対する実燃費で評価されるものであり、様式11-6光熱水費算定表に基づく様式11-4エネルギー費用の総括、ならびにライフサイクルコストとは異なると理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。学校運営による稼働時間やガス及び電気の自由化により、単価等が変動することが想定されるため、様式11-6の値はあくまで応募者の提案を公平に評価するため参考値としてください。
72	事業契約書(案) 別紙7	49	5.2	(1)		半期業務報告書の提出時期	「夏季及び冬季の満了後」とありますが、半期業務報告書の具体的な提出月日(提出期限)をご教示ください。	具体的な提出月日はありませんが、半期業務報告書を受領後に当該維持管理費を支払うこととなります。現時点では10月末(夏季)と4月末(冬季)に維持管理費を支払うことを想定しているため、そのスケジュールを勘案して半期業務報告書を提出してください。
73	事業契約書(案) 別紙8	52	1	④		空調設備の維持管理業務に関する対価	「④空調設備の維持管理業務に関する対価」はP53「2. 維持管理業務に関する対価の各期支払金額」の合計金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	事業契約書(案) 別紙9	54	2			消費税法変更に基づく改定	「消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出」とありますが、各業務の対価の支払いの際は、入札書の提出時の消費税率ではなく、各業務の履行時の消費税率に基づいて対価が算出されるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、平成31年10月1日に消費税率が10%に改定された場合、設計業務、施工業務、工事監理業務に関しては、全て改定前に履行する必要があることから、対価は現行の8%で算出され、一方、維持管理業務、空調設備の移設等業務に関しては、同年9月30日までに履行した分は8%、10月1日以降に履行した分は10%で算出されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。現時点では消費税率8%で予定価格を設定していることから、税率変更後の業務対価の増額分については市が負担します。
75	現地見学会					西黒部小学校	貸与書類の対象教室数及び位置図において西黒部小学校の給食室は1部屋での対象となっていますが、現地は配膳室と給食室に分かれています。空調対象は給食室のみでよろしいでしょうか。	No.10の回答を参照して下さい。